

会社法第791条第1項及び第801条3項に定め
る事後開示書類
(吸収分割に関する事後開示書類)

2026年3月1日

2026年3月1日

会社法第791条第1項及び第801条3項に定める事後開示書類
(吸収分割に関する事後開示書類)

東京都港区高輪2丁目21番1号
THELINKPILLAR1NORTH
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 CEO 松田 浩路

東京都中央区日本橋堀留町二丁目2番1号
住友不動産ビル
Next Power株式会社
代表取締役社長 船津 啓介

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）と関西電力株式会社の子会社であるNext Power株式会社（以下「NP」といいます。）は、2025年12月12日付で締結したKDDIを吸収分割会社、NPを吸収分割承継会社とする吸収分割契約に基づき、本日を効力発生日として、KDDIのマンション向け一括受電サービス事業（以下「本承継対象事業」といいます。）に関してKDDIが有する権利義務を、NPに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第791条第1項、第801条第3項及び会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDI及びNPのいずれにおいても簡易分割となります（会社法第784条第2項、第796条第2項）。

1. 吸収分割が効力を生じた日
2026年3月1日
2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該

当事項はありません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
KDDIは新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
KDDIは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月25日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. NPにおける会社法第796条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
NPは、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年12月25日付の官報及び同日付の日刊工業新聞において債権者に対し公告を行いました。会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割によりNPがKDDIから承継した重要な権利義務に関する事項

NPは、効力発生日である2026年3月1日をもって、KDDIから、KDDIが本承継対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。NPがKDDIから承継する資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額 1,100百万円（概算値）

承継負債額 0円

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

本吸収分割の効力発生日である2026年3月1日から2週間以内に行う予定です。

6. その他重要な事項

なし

以 上